Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026 Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0241 Q_{29} ＝ 0.0025 Q_{30} ＝ 0.00175 $Q_{元}$ ＝ 0.00125	Q_{22} ＝ 0.045 Q_{23} ＝ 0.027 Q_{24} ＝ 0.026 Q_{25} ＝ 0.026 Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0025 Q_{29} ＝ 0.0025 Q_{30} ＝ 0.00175
R_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 22 年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額	R_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額のうちダムに係るものとして総務大臣が通知した額
S_{22} ＝ 0.045	S_{21} ＝ 0.065 S_{22} ＝ 0.045
S_{23} ＝ 0.044 S_{24} ＝ 0.044 S_{25} ＝ 0.044 S_{26} ＝ 0.043 S_{27} ＝ 0.042 S_{28} ＝ 0.0422	S_{23} ＝ 0.044 S_{24} ＝ 0.044 S_{25} ＝ 0.044 S_{26} ＝ 0.043 S_{27} ＝ 0.042 S_{28} ＝ 0.0010